

ごみの削減のため、買物にはマイバッグを持参しましょう

電気自動車用急速充電器の廃止について



市役所南側車寄せに設置している電気自動車用急速充電器は、3月31日(火)午後5時をもって利用を停止し、廃止します。

【問合せ】環境課環境係 ☎ 551・1718

福生水辺の楽校「多摩川で遊ぼう」参加者募集

多摩川バードウォッチング

2月の多摩川にはどんな鳥が生息しているのか、野鳥観察します。雨天の場合には、鳥の講話を実施します。

【日時】2月9日(日)午前9時30分～11時30分
【集合場所】柳山公園※雨

第20回花いっぱいコンテストの表彰について

コンテストには総数33団体からの応募があり、厳正な審査の結果、学校の部・最優秀賞は、すみれ保育園、一般の部・最優秀賞は、玉川台町会が受賞しました。

表彰作品の写真は、2月末まで市役所1階情報スペース付近に掲示しています。

【学校の部・最優秀賞】すみれ保育園



【一般の部・最優秀賞】玉川台町会



【問合せ】環境課環境係 ☎ 551・1718

天の場合は、川の志民館
【対象】中学3年生まで(未就学児は要保護者同伴)

【持ち物】飲み物、軍手、双眼鏡※双眼鏡がない方にはお貸ししますが、数に限りがあります。

【服装】長袖シャツ、長ズボン、運動靴
【申込み】2月7日(金)までに環境課環境係 ☎ 551・1718へ。

フレッシュランド西多摩からのお知らせ

ひな祭り習字大会

【題目】ひな祭り
【対象】小学生以下の方
【記入方法】市販の半紙に「ひな祭り」または「ひなまつり」と縦書きし、市町村名・学年・氏名を記入してください。

※参加費は、教室と入浴3時間のセット料金です。回数券、サービス券などは利用できません。

心募方法】自宅で作成後、2月18日(火)～3月8日(日)の間にフレッシュランド西多摩受付へ提出してください。

【表彰】①未就学の部②1・2年生の部③3・4年生の部④5・6年生の部で、それぞれ金・銀・銅賞を決定し、表彰状と記念品を進呈(該当者へ通知します)。

【作品展示期間】2月26日(水)～3月22日(日)
【申込み】2月4日(火)から協働推進課 ☎ 551・1590へ。※1歳未満就学児の託児を希望する場合は、2月19日(水)までに協働推進課へお申し込みください(定員あり)。

市民活動支援講座「カリスマ講師からの秘伝」が集まる講座とチラシの作り方

世の中の問題や地域の課題を解決したいという思いで始めた市民活動も、人々に伝わり、共感を得なければ次の段階に進みません。本講座は、申込倍率3.3倍の「カリスマ講師」から、人の集まる講座とチラシの作り方を学び、今後の市民活動の広報に役立てます。

【日時】3月7日(土)午後2時～4時
【場所】輝き市民サポートセンター
【対象】市民活動をしている方、または市民活動に関心のある方
【定員】先着30人
【講師】坂田静香氏(NPO法人男女共同参画おた理理事長)

男女共同参画セミナー「男女ともに考える『避難所運営』」

災害時に避難所が開設された場合、性別や年齢を問わず、多くの方が同じ場所で過ごすこととなります。時には着替えや授乳に困ったり、持病を抱える方もいます。復旧に時間がかかり避難所生活が長引く場合もあり、それぞれが過ごしやすい環境であるために、私たちはどのような

べきか、男女共同参画の視点から避難所運営のあり方を考えます。

【日時】2月29日(土)午後2時～3時30分
【場所】さくら会館3階ホール
【定員】先着70人
【講師】江原信之氏(一般社団法人防災機器検査協会 会長)

【申込み】2月4日(火)から協働推進課 ☎ 551・1590へ。※1歳未満就学児の託児を希望する場合は、2月19日(水)までに協働推進課へお申し込みください(定員あり)。

第18回ふっさ環境フェスティバル出展者募集



ふっさ環境フェスティバル実行委員会では、イベントを一緒に盛り上げていただけるブース出展者を広く募集しています。

(☎ 552・9433)のいずれかでお申し込みください。

【日時】6月7日(日)午前10時～午後3時
【場所】多摩川中央公園(げんき広場)
【応募資格】次の項目に該当していること
①環境に配慮した活動を行っているか、環境にやさしい製品を企画、製造または販売していること
②「私たちの環境配慮」(指定様式)に出展時における環境配慮への取り組みについて記載し、当日その取り組みのPRを行うこと

【展示ブースの内容】来場者が実際に参加、体験でき、楽しめる内容であること
【出展料】テントや電源等の備品に費用がかかります。また、物販を行う場合には物販料がかかります。詳細は募集要領をご確認ください。
【注意事項】・出展区分(展示ブース・フードブース・パネルブース)に応じて出展ルールがあります。応募時に、募集要領等を必ずご確認ください。

【応募方法】指定の応募用紙および「私たちの環境配慮」に必要事項を記入し、ふっさ環境フェスティバル実行委員会事務局(市役所第二棟2階環境課環境係)へ直接または、郵送(〒197-8501 福生市本町5 福生市役所環境課環境係)、ファクスでご確認ください。

・食品を入れる容器は原則、実行委員会で用意するリユース食器を使用させていただきます。
【問合せ】ふっさ環境フェスティバル実行委員会事務局(環境課環境係) ☎ 551・1718

長期優良住宅を購入された方へ固定資産税相当額の還付制度の締め切りが迫っています

10時から電話またはファクスで、輝き市民サポートセンター ☎ 551・0166へ。

【対象住宅の主な要件】①市内に存する「長期優良住宅」の認定を受けた住宅であること
②平成27年1月2日～令和3年1月1日の間に建築された住宅であること
③住宅の居住の用に供する部分の延べ床面積が90㎡以上(マンション等区分所有住宅の場合は専有部分が70㎡以上)であること
④中古住宅でないこと

【対象者の主な要件】①対象住宅に課された固定資産税・都市計画税の納税義務者であること
②固定資産税・都市計画税課税年度の末日(3月31日)時点において16歳以下である子がいること
③1月1日～12月31日の1年間、対象住宅に継続して子と同居している親であること
④市税の滞納がないこと

【助成金額】家屋に係る固定資産税・都市計画税相当額(上限10万円/年間)
【申請期間】その年度の固定資産税・都市計画税の最終納期限の翌日から3月31日まで
※事前にご連絡いただいた今回の申請対象者には、近日常に通知を発送します

【助成期間】次の①②のどちらか早い年度までとなります。
①対象住宅の固定資産税・都市計画税の課税初年度から5年度
②子の全員が年度中に16歳に達する年度
【その他】助成対象者が、親世帯と同居または近居(市内または2km以内)する場合は、かつ新たに住宅ローン【フラット35】を利用する場合、一定期間、金利の引き下げを受けることができます。※申請後の審査の結果、不交付となることもあります。

【問合せ】まちづくり計画課住宅グループ ☎ 551・1961